



.

災害補償課 消防団員等災害発生速報のタイミングについて

消防団員が負傷したと消防団から事務局に連絡がきましたが、傷病名、 日時、氏名等詳細は不明です。この時点で消防団員等災害発生速報として 基金に一報を入れる必要がありますか。



平成 23 年 1 月 1 日発生分以降の消防団員等に係る災害については、FAX 若しくはメールにより当基金あてに消防団員等災害発生速報(以下「速報」という。)を御送付いただき、それに対して基金の支払対象となるかについて通知をお送りしているところですが、御質問のように、傷病名や日時等の詳細が分からない状態では当基金としても判断をいたしがたく、ある程度の詳細が分かってからの送付をお願いしている

ところです。

そもそも速報については、速報をお送りいただくことによって、迅速に状況を把握するとともに、 市町村における公務災害認定と、当基金の審査結果にそごが生じないようにすることが大きな目的と なります。そのため、実際の請求時に事故状況等証明書(別記様式第3号)において詳細に記載いた だくことはもちろんですが、速報時においてもある程度明らかな傷病名等が判断のために必要となり ます。一方で、慎重さを求めるあまり状況把握に時間がかかってしまい、既に市町村において認定が 済んでいる状態で速報をお送りいただくような場合には、先にあげたようなそごが生じないようにす る、といった目的が果たせないことになるため、適正な審査ができる程度の内容を、できるだけ早く お送りいただくということが肝要となります。

お送りいただいた速報の内容のうち、基金からの確認が生じる例として、傷病名については、部位名のみのもの(手、足等)や、その逆(切り傷、挫傷等のみの記載であって、負傷箇所が明らかでないもの)等があります。また、災害発生状況については、訓練中負傷したと書いてあるのみで、何の訓練をしていたか、そのときどのような動作を行っていたかが明示されていないもの等があります。

以上のことを踏まえ、お尋ねの案件については基本的事項(災害発生状況、傷病名、氏名等)がわかり次第、できる限り早めに速報をお送りいただければと思います。

なお、速報に対して公務上の災害に該当するものと基金が判断したものであっても、実際の請求内容によって疑義が生じた場合には、不支払の対象となることもありますので御留意願います。